

2020年5月27日
みらいエネルギー・パートナーズ株式会社

新型コロナウイルスに関する対応継続について

みらいエネルギー・パートナーズ株式会社は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う「緊急事態宣言」が全面解除されましたが、感染防止対策の為、東京本社勤務の社員について、5月31日までとしておりました原則在宅勤務の体制を引続き6月30日まで継続することと致します。

1.勤務体制について

6月30日迄の間、原則在宅勤務と致します。

事業・業務継続の観点から出社が必要な場合は、代表取締役の判断で出社を認めます。

2.各種対策

①会議・会食等

原則としてオンライン会議又は電話会議での開催と致します。

②衛生管理

マスクの着用や頻繁な手洗・うがい、消毒液での消毒を徹底致します。

③出勤時の対応

社員がやむを得ず出勤する際は時差出勤とし、混雑を避けることを徹底致します。

④業務対応

在宅勤務時の各社様とのご連絡は基本メールにて対応させていただきます。必要に応じて担当者よりお電話致します。

尚、五ヶ瀬事務所（宮崎県）は、事務所長の判断にて適宜出勤・在宅勤務とし、業務を継続致します。

当社は、今後も社員やお取引先の皆様等の安全を最優先に感染拡大防止に努めて参ります。お取引先や関係者の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜ります様、お願い申し上げます。

以上